

異例づくめの裁判が3回の中断(内2回は前裁判長の病気が理由)を経て6月28日に再開された。潮海二郎裁判長から代わった柴田寿宏なる裁判長が訴訟指揮をとることになった。どんな裁判官なのかわからないが、まともな人であってほしいと願っていた。

ところが、その期待はすぐに裏切られた。この裁判長は、検察側が申請していた、証人の防衛局職員と傍聴席との間の遮へいを認めたのである。検察側の意図は、第3回公判のときと同様、傍聴人を危険な犯罪者集団であるかのように印象づけ、山城博治さんをその首謀者に仕立てあげることであり、許されるべきことではない。

これに対して、弁護側は、遮へいをした法廷は「裁判の公開原則に反し、不公平な裁判をする恐れがある」として、裁判官3名全員の忌避を申し立てた。

だが、裁判長はこの申し立てを簡易却下した。弁護側も後に引かず、福岡高裁那覇支部に即時抗告を申し立てた。

これから先、この裁判長のもとで反動的な訴訟指揮が予想されるので、私たちは裁判闘争をより一層強化しなければならないだろう。

さて、この日の正午、公判に先立って城岳公園で開かれた事前集會に100名余の仲間たちが集まった。この集會には、山城博治さんと添田充啓さんも参加し、発言した。

山城さんは「私は、この裁判で検察の不当な告発を迎え撃ち、正々堂々と無罪を主張する。そして日本政府の沖縄への構造的差別に対して強い抗議の声をあげ、私たちの正義、沖縄の正義を全国、全世界に訴えていきたい」と、いつもと変わらぬヒロジ節を城岳公園の空にこだまさせた。

添田さんは、一言一言が仲間たちの心に響くように言葉を紡ぎ「無罪を勝ち取るために弁護士や皆さんと一緒に最後まで闘う。」と決意を述べた。

その他、この集會の共催団体の代表者、弁護士、国会議員の皆さんの発言があり、裁判闘争の支援の表明とともに、皆の口々から支持率低下の著しい安倍政権への激しい批判が相次いだ。

時折、右翼の街宣車の大音量の妨害にあいながらも、集會は成功裡に終わった。



城岳公園での事前集會 (6月28日)

第5回公判傍聴記－6月28日

(傷害・公務執行妨害被疑事件)

仲宗根 勇

山城博治さんたちの全面無罪を勝ち取る会 共同代表

審理経過：

1 公判手続の更新

柴田裁判長：

裁判長の交代（柴田寿宏）があり、関係人の同意の下、公判手続を更新する。

2 裁判官全員に対する忌避申し立て

三宅弁護士：

本日の検察官申請の証人（沖縄防衛局職員）の尋問をする場合において遮蔽措置を採った本法廷は「不公平な裁判をする恐れがある」（刑訴法21条）ので、3名の裁判官全員を忌避する。

そもそも、本件は刑訴法157条の3第2項が予定していないものであり、遮蔽措置をするべき事案ではない。証人は公務員であり、公開の法廷での糾問的な尋問によって信用性が担保されねばならない。

裁判所は検察官の主張を忖度して、反対運動に予断と偏見を持って傍聴する市民を共犯者扱いし共謀罪の先取りの扱いをしており、憲法37条の公平、公開の裁判を侵すものであって、日本の刑事司法の破壊につながるものである。

本忌避申し立ては訴訟の遅延を目的とするものではないかから、刑訴法24条の忌避申し立てに対する簡易却下の理由もなく、簡易却下すべきではない。

3 忌避申し立てに対する簡易却下

柴田裁判長：

刑訴法24条により本件忌避申し立てを却下する

4 即時抗告

三宅弁護士：

おって即時抗告を申し立てる

5 稲葉証人尋問・検察官（松村）

証言要旨：

私は、平成10年に沖縄防衛局に入省し、平成28年7月から沖縄防衛局企画部移設整備課の課長補佐をしており、北部訓練場のヘリパット建設工事について陳情を受けたり、事業全般の対応などをしていました。

平成28年8月25日は午前7時30分頃から近くの待機所から歩いて本件現場に行きました。その目的は村と村の境界にフェンスを設置するためでした。その際に山城、添田両被告人及び吉田茂被告人からテントの中へ引きずり込まれ、持っていた書類を奪われ、怪我を負いました。

フェンス設置作業は後方支援部隊の12名を含む24名あたり、私は支援部隊の先頭に立って現場に行きました。

そこへ、共産党の国会議員という者が来ていたので、その者に説明などをしていました。

テントの出入り口がフェンス設置部分にあたるので、防衛局の職員が出入り口に人垣をつくって反対派の出入りを自由にさせないようにしてありました。

私は、ヘルメットをかぶりクリーム色の作業服で手には青いバインダーと黄色いホルダーに入れた書類を持って、左肩にハンドマイクを下げてリックサックも背負っていました。

青いバインダーの書類はその日の作業日程や職員の配車など4つの書類が、黄色いホルダーには緊急連絡先などの書類が入っていました。

7時30分頃には山城さんはその場にはいなくて午前8時過ぎ頃に来ました。

山城さんは「今日は何しに来た。防衛局は帰れ!」言っていましたので「林野庁から使用許可を得ているので境界フェンスを設置する」と私が言いました。

反対派と人垣の職員とが出入り口でぶつかり合い騒然となった状況になりました。山城被告から責任者は誰かと言われたので「私だ」言いました。

山城さんはこのままだと流血の事態となると言っていて、私は背中を後ろから山城さんに押されて人垣の方へ4

～5メートル歩かされました。

そこで「こいつを中へ引きずり込め」と指示して引き続き私の背中を押していました。

それまで現場の対応をしてきたが境界フェンスの内側（テントの中の意味か？）では何をされるかわらないので、足を踏ん張っていましたが、最後にテント内に引きずり込まれました。

その時私の左腕と左肩をひっぱっていたのはあとで警察の映像を見せられ、吉田茂被告人と添田被告人の二人と知りました。

(甲41号証の4 現場見取図を示して)

テント内で山城さんに「ここに座れ」と言われ、ゴミ袋の山の上に両腕を反対派の者に押さえられました。左腕は30代くらいの男に、これは高野という人だと警察に聞きました。右腕は40歳代の男、これは島崎という人だと警察で聞きました。

山城さんに「今日は何しに来た?」と言われ「フェンスの設置だ」と答えましたら、「それだけか」と言われ時は変な感じがしました。私が、外の職員に自分がここにいることを知らせるためハンドマイクを外に投げましたが、ヒモに引っかかって失敗しました。それで、またゴミ袋の山の上に両手を押さえられてました。左側の手は高野、右側の手は60歳くらいの男で後で富田という名を聞きました。足をバタバタさせて外の職員に「助けて」と3回ほど叫びましたが、2～3回目は山城さんからヘルメットを押さえつけられて声が出せなかった。

目では見ていませんが肩を押した力とヘルメットを押さえた力が同じくらいの力だったので山城さんがヘルメットを押さえたと思います。

足を押さえていた者が添田さんとは見てはいませんが、そこにいた吉田茂さんは動いていなかったのも添田さんと思う。

山城さんから側の者に「こいつの書類を奪え」と指示があり、吉田茂が書類を引っ張り始めました。その時、山城さんが「暴力は振るうなよ」と指示していました。私は中腰になって書類を離さなかったのですが、結局吉田に書類を奪われました。

私の左に高野、右に富田と山城、足元に添田と吉田がいて、近くの高いところから島崎がカメラを構えていました。その間他の人の状況は見ていません。

その後、山城さんに背中を押されて外へ出されました。「2度と来るな」と言われました。テントの中で抜けていた靴は内側から投げられました。私は「書類を返して」と言ったが「そんなものはない」と言われたので、強く返却を求めたら、「探せ」と指示があり5～10分後くらいに持って来ました。黄色いホルダーの書類は戻って来ましたが、青いバインダーの書類の中の一式は戻って来ませんでした。テントの中に入って探したいと言いましたが、かないませんでした。その書類はまだ戻っていません。

右腕の前腕部と両腕の上腕部に吉田茂との引っ張りでアザができ、ヘルメットをずり下げられた時と倒された時に首に痛みがありました。翌日の26日は重要な業務があり27日の土曜日に受診しました。翌週火曜日30日には警察でそのアザの写真を撮りました。(甲35号証アザの写真を提示)

最後に、この事件は基地の反対運動に対してではなく、刑法に反したことを処罰するものであるから、厳しく処罰されるよう望みます。

6 検察官証人申請（新城証人）撤回

7 次回期日 2017年7月6日 13:30～（稲葉証人への反対尋問）

(注意) 証言要旨はあくまでも私の聴覚と視覚に入ったもののメモに基づくものであり、必ずしも正確なものではない。傍聴を希望しながら当籤した傍聴券を私に譲ってくださる方々のご好意に報いるため、私のFB上でその日の法廷の状況をご報告させていただいています。

(感想) 今日の証人の供述は被告人らの行動や立ち位置の特定について多く警察の写真などの採証活動に基づくものであり、証人自身の証言は警察の作ったストーリーに誘導された疑いを強く感じさせ、証言の信用性はかなり低いように思う。その点を弁護人らが反対尋問で十分に暴露すれば、裁判官としての良心と憲法と法律にのみ従う裁判所が真に生きておれば、全員無罪への道が大きく開かれるであろう。本件が刑法犯であることを強調させ厳罰を希望する、とあえて検察官が証人に言わせたのは、山城さんたちにかかる刑事事件が運動弾圧のための国策捜査・起訴事件であることが国連人権機関を始めひろく国内外に広がっていることを検察が恐れていることを示している。

7.6 第6回公判

今回の公判では、検察側証人として防衛局職員を診察した医師と吉田滋氏が出廷する予定です。
多くの皆さんがこの公判に参加されることを呼びかけます。

7月6日(木)

午前11時～11時30分

中央公園

傍聴希望者への整理券
(リストバンド) 配布

正午～午後1時

城岳公園

事前集会

午後1時30分

那覇地裁

第6回公判開廷

山城、稲葉、添田3人の裁判日程

月日 (曜)	公判開始時刻	集会時間
7月6日 (木)	13時30分	12時00分～12時45分
7月12日 (水)	13時30分	12時00分～12時45分
7月26日 (水)	13時30分	12時00分～12時45分
8月28日 (月)	13時30分	12時00分～12時45分
9月13日 (水)	13時30分	12時00分～12時45分
9月20日 (水)	13時30分	12時00分～12時45分
9月25日 (月)	13時30分	12時00分～12時45分
10月3日 (火)	13時30分	12時00分～12時45分
10月23日 (月)	13時30分	12時00分～12時45分
10月30日 (月)	13時30分	12時00分～12時45分
11月8日 (水)	13時30分	12時00分～12時45分
11月15日 (水)	13時30分	12時00分～12時45分
11月20日 (月)	13時30分	12時00分～12時45分